

雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件を廃止する件
制定：令和 2年 4月10日厚生労働省告示第181号

雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件を廃止する件
令和 2年 4月10日厚生労働省告示第181号

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十三号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件（令和二年厚生労働省告示第六十九号）は、廃止する。ただし、令和二年三月三十一日以前の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件に規定する地域及び期間における休業については、なお、従前の例による。

令和二年四月十日 厚生労働大臣 加藤 勝信
